

第六回 参議院水産委員会 會議録 第一号

昭和二十四年十月二十九日(土曜日)
午前十時三十分開会

委員氏名

委員長 木下 辰雄君
理事 尾形 大郎兵衛君
理事 千田 正君
理事 青山 正一君
理事 松下 松治郎君
理事 淺岡 信夫君
理事 西山 龜七君
理事 田中 信儀君
理事 江熊 哲翁君
理事 矢野 西雄君

本日の會議に付した事件

- 公聴会開会に関する件
- 議員派遣要求の件
- 漁業法案(内閣送付)
- 漁業法施行法案(内閣送付)
- 調査承認要求の件

○委員長(木下辰雄君) 只今から委員会を開会いたします。
漁業法案並びに施行法案についての公聴会を開きたいと思ひますが如何でございますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(木下辰雄君) 御異議ないと認めますから公聴会を開くようにいたします。それで今施行法案も申しましたけれども、施行法案については公聴会開会承認の要求をやらんことにして、漁業法案だけにいたしたいと思ひます。

それでその公聴会に出すところの問題でございますが、問題は大体今まで御協議を願ひましたこの法案の改正要

点についての問題を予め公述人に指示して、その回答を求めたいと、かように思ひます。それで第一番目に本法案の全段に対する根本的の意見を求め、第二番目には定置漁業の範囲、水深十五メートルと法案にありますが、これが果してよいか悪いとかというよう

な点について意見を求め、第三番目には農林大臣の指定する河川に現在では区画漁業権だけ認められていますが、これに共同漁業権を認めることの可否というようなことについての証言を求めたいと思ひます。
次には真珠養殖がひび建或いはかきの養殖と別になつておりますが、これが果してよいか、悪いとかという点について意見を聞きたい。

その次には法案にありますが定置漁業の優先順位が宜いか悪いとかということを開きたい。その次には法案に免許料及び許可料がありますが、これが果して適正なりや否やというような点について聞きたい、かように思つております。さう御承知を願ひたいと思ひます。

○江熊哲翁君 只今七つばかりに分けて委員長から御説明がありましたので、もう一つ漁業調整委員会については、私共が現地でいろいろ意見を聴いておる範囲においては相当問題があるようでありますから、漠然とした言ひ方であるけれども、漁業調整委員会についての可否というようなものについて、もう一項目加えておいて頂くと工合がよいのではないかと思ひます。
○委員長(木下辰雄君) 今申しました

約六、七項目は今日までの委員会においての皆さんの御意見でございましたが、更に只今江熊委員から調整委員会の件についての意見を公述人に聴きたというお話でございましたが、如何ですか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(木下辰雄君) 御異議ないと認めますので、それも一項加えまして意見を求めたい、かように存じます。さう御承知を願ひます。
それから公聴会の日についてでございますが、日にち及びその公述人の数についてお諮り申したいと思ひますが、大体この漁業法案の進行状態から見ますと来月の十四、十五日が都合がよいと思ひますが如何でございますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(木下辰雄君) それでは十一月の十四、十五両日の午前十時から開くことにいたします。それから公述人の数でございますが、大体全国から平均的に選定して、北海道地区から九州地区まで全般的に考へて、最も平均した数を求めて、尙學識経験者も加えて、大体二十四人程度にしたいと思ひますが如何でございますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(木下辰雄君) 御異議ないと認めますので二十四人くらいにいたしたいと思ひます。次には公述人の選定について、公示をいたして募集することになつておりますが、これを手続いたしまして、応募者のうちからそれだけの者を適当に選定することは委員長及び理事にお任せ願ひたいと思ひます

が、如何でございますか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(木下辰雄君) 御異議ないと認めますので、さう取計いたします。

○江熊哲翁君 そういふ行き方については異議ございませんが、今二十四名程度というようなお言葉でありましたので、二十四名とかつちり決まつたという意味でなく、都合によれば一名か二名、無論少くてもいいわけですが、又大変適当な人が考えられるというようなきは増加するといふふうにも御按排して頂くような途だけは、一つあけて置いて頂くと思ひます。

○委員長(木下辰雄君) 約二十三四名と、一二名の増減はそれは勘案いたします。それで公聴会の件はこれで決定いたしました。

○青山正一君 緊急動議を提出したいと思ひます。それは二十七日夜半から二十八日朝にかけて、パトリシア颱風という大きな颱風が千葉或いは神奈川方面に相当猛威を振つたよう承つておりますが、漁業の方面におきましては銚子とか或は館山方面におきまして相当船が沈没したり或いは資材を流失したりして、相当の被害があつたように思われるようなわけで、一日昨日或いは昨日にかけまして相当陳情者も多いように思われますからして、この点非常に近い所でもありますから、一つ議員を派遣いたしまして十分に御調査願つた方がいいのじやなかろうかと思ひますが、一つその点を議題に供したいと思ひます。

○委員長(木下辰雄君) 只今青山君の動議がありました、如何でございますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(木下辰雄君) 御異議ないようでありますから、青山君の動議を議題に供します。二十八日に起りました颱風によつて千葉県下特に銚子あたりにおいて非常に被害が大きかつたという新聞報道であります、まだ真相はわかりませんが、漁船五十杯内外が大破をしたというような情報であります。由々しき問題と思ひますのでその実情を調査するといふことの動議であります。如何いたしましてようか。

○江熊哲翁君 漁村にさういふ憂い事、天災があつたといふことは最も我々としては聞き捨てにならないので、現地に見舞ふ調査をされるという事は是非さういふふうにして頂きたいと思ひますが、何れそのことについては後で御相談を頂くことにして、差当り本日附をもつて委員長の名をもつて現地に見舞電報はすぐ発送するようにお取計願ひたいと思ひます。尙派遣の問題については他の議員から御意見もあろうかと思ひます。宜しく願ひたいと思ひます。

○委員長(木下辰雄君) 調査員の派遣という青山委員並びにそれについての江熊委員の御意見でございますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(木下辰雄君) それでは取敢ず見舞電報を打ちまして、それから近日中に調査員を派遣することにいたしました

ますが、調査員の数はいかに少くとも、大抵私考では二人程度おいてはなかつたらいいかと思ひますが如何ですか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(木下辰雄君) それでは協議の結果となつたお二人を約二日間派遣することに手続をいたします。さよう御承知願います。

○委員長(木下辰雄君) それでは漁業法の改正の運びに移りますが、大抵本日までに皆さんの御意見を集録したのをお手許に差上げてありますが、この外に法制局から廻つた議案があります。ちよつと速記を止めて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(木下辰雄君) 速記を始め、只今上程しましたこの案は委員会として法制的にいろいろ疑問がありまして、専門員と法制局に頼みましてこの法案を検討した結果出来た案でございます。便宜上法制局の方から説明を求めます。

○法制局参事(堀合道三君) 法制局の第三部第一課長の堀合と申します。お配りいたしました「漁業法案及び漁業法施行法案中問題となる点」という印刷物につきまして御説明をいたします。ここに挙げられました問題点は、この前に法制局長からこの委員会に對しまして、向うの意向だとして説明をせられました点を含み、尚その外私の方で検討いたしました結果法制上こういう点が問題になるといふ点を拾ひ上げてみたものであります。

先ず第一に第四條でございするが、これは向うの方からの指示があつた問題でございまして、第四條の規定によりますると、公共の用に供しない

水面でも、公共の用に供する水面と連接して一体をなすものについてはこの法律を適用するにございまして、その結果、公共の用に供しない水面でも公共の用に供する水面と連接して一体をなすものにつきましては漁業権の設定ということがあります。

この場合漁場の敷地の所有者或いは水面の占有者の権利が侵されるという場合があります。この場合の権利侵害によつて生ずる損害を補償すべきではなからうかというようなことを向うの方から問題にしたのでございします。併しながらこの点につきましては第十三條の第一項の第五号及び第四項の規定によりまして、その漁場の敷地の所有者或いは水面の占有者の同意がなければ漁業権の免許ができませんという事になつておりますので、従つて正當な補償がない限りは、所有者或いは占有者が同意を拒むことができないといふふうに考えられます。

その中で、公共の用に供しない水面につきまして本法を適用するようになつて、直ちにその敷地の所有者或いは水面の占有者が損害を受けるという事はないであらうといふふうに考えられるわけでありまして、従つて今の点についての向うの疑問は解消されるといふふうに考えております。

それからその次は第十一條であります。これは漁業計画の決定に關する規定であります。漁業計画の決定は、これは漁業権の主体が誰に決るかといふことを決定する重要な事柄でございします。この点につきましては公聴会を開きまして、海区漁業調整委員会が地元地区或いは関係地区の漁民の意見を聞くといふようにした方が

いいのではなからうかといふふうに考えられます。この点につきましてはやはり向うから同様の意見が出ております。

それから第十二條の漁業の免許につきましては、その申請者に対して意見を徴するといふような聴聞の機会を与えてはどうかといふような向うの意向がございしましたが、この点につきましては、私共の方で検討いたしました結果、一般に許可、認可、免許等の処分につきまして一々申請者の意見を聴くといふようなことは普通やつておられるので、特にこの場合のみそのようなことをする必要はないだらうといふようなことを考えております。ただ十三條の規定によりまして免許をしない場合には、これはやはりその申請者に対しては、これはやがてその申請者に對しまして弁明の機会を与えるようにすべきではなからうかと考えております。

十三條の点につきましては次に申し上げますが、十三條は漁業権の免許をしない場合の規定でございします。この漁業権の免許をしない場合として一から五号までの規定があるわけでございますが、これらの免許をしない事由として挙げられておりますことは、非常に判断を誤つたり、或いは適正を欠き易いような事項でございします。

特に第一号の申請者が第十四條に規定する適格性を有するものでない場合、或いは第三号の「その申請に係る漁業と同種の漁業を内容とする漁業権の不当な集中に至る虞がある場合」、或いは第四号の「漁業調整その他公益上必要があると認める場合」、こゝういふような場合には認められない、免許しないといふことになりまますが、この判定

は非常に問題の多いところでございます。この場合につきましては海区漁業調整委員会が申請人に対しては、予め聴聞を行うといふようにいたしました。申請人の立場を保護する必要があると考へるわけでございます。

それから第二項、におきまして漁場の敷地の所有者、或いは水面の占有者の「住所又は居所が明らかでないため同意が得られないときは、最高裁判所の定めるところにより、裁判所の許可をもつてその者の同意に代へることが出来る」といふことになつております。又第三項の規定におきましては、「許可に對する裁判に關しては、最高裁判所の定めるところにより、上訴することが出来る」といふような規定になつております。この場合最高裁判所の定める範囲といふのはどの範囲であるかといふことが問題になるわけでございますが、これはただ單に手続を定めるのみであつて、広い委任を認める趣旨ではないといふことであるので、これは「最高裁判所の定める手続により」といふように改めた方が適當であると考へられるわけでありまして。

第十四條につきましては、これは委員会におきまして大分問題にせられておるところであります。特に一、二号につきましては「法令の悪質な違反者であること」といふことを以て欠格事由としたのであります。が「法令の悪質な違反者」といふことは非常に疑義の多い規定でございまして、即ち違反者であるといふことは、刑に処せられて初めて違反者であるといふことが実は確定するわけでございます。又「悪質な」といふようなことも非常に

疑義の多いこととございまして、これは立案者の氣持からいたしますと、法令を遵守する精神を著しく欠いておる者といふような趣旨のようでありまして、併しながらこれは第三号の場合と同じく、非常に問題の多い事項であります。それから、若しその趣旨で存置するといふすれば、やはり漁業調整委員会の総委員の三分の二以上の多数決によつて、そのような認定のあつた場合といふように限定するものが適當かと考へられます。又同様第四号につきましても、同じく総委員の三分の二以上の多数決によることを要するといふようにすべきであると思ひます。それから向うから第三号の「漁民の民主化を阻害する」と認められた」といふようなことは非常に抽象的で疑義が多いから、これはもつと具體的に規定すべきであるといふような意見がございしました。併しながらこれはこれ以上具体的に表現するといふことは困難であると思ひます。それで先程第十三條におきまして、当事者に弁明の機会を与えるといふように改正したらどうかといふことを申し上げましたが、さういふふうに第十三條で当事者に對しまして弁明の機会を与えるようにすれば、第十四條の三号の規定は原案のままに置いて、総委員の三分の二以上の多数決によつてさういふ認定があつた場合、而も當時者に弁明の機会を与えるといふようなことにすればよいのではなからうかといふように考へておるわけでありまして、ただこれは第十四條第一項を全部削除するといふようなことになれば、これらの問題は全部解消するわけでございます。それから第二項の第一号及び第二号

の中で、「その組合員のうち当該漁業を営む者とございまして、これに地元地区内に住所を有する」というような要件を附してございせん。併しながら三分の二の計算の基礎になりますのは、「地元地区」内に住所を有し当該漁業を営む者」について行うのでありますから、従つて組合につきましては、「その組合員のうち、地元地区内に住所を有し当該漁業を営む者」というふうにするのが適當であらうと思われれるのでございまして、このことにつきましては同じように第六項の第一号、第二号及び第十六條の第九項につきまして、同じように地元地区内に住所を有する」という要件を組合につきまして條件を附すべきであると思われれるわけでありませう。

それから第十六條の第八項でありまするが、これはいわゆる漁業生産組合の優先規定を北海道については適用しないという趣旨の規定であります。この点につきましては向うから、特に北海道についてこのような差別待遇をする十分の根拠がないから、これは削るべきであるという意見が出ております。法の下の平等の原則というふうな点から見まして、北海道のみについて、このような規定を適用しないということは適當ではないと考えられませう。

それからその次の第十七條でございませうが、第十七條は区画漁業の免許の優先順位に関する規定でございまして、その第七項におきまして、第十六條の定置漁業の免許の優先順位に関する規定を準用いたしております。この第十六條の第十二項を準用いたした場合は、いろ／＼読替えをしなければ

十分にその意味が通じないような点がございまして、そのようなところははつきりと読替えをする必要があらうと思われれるわけでございます。例えば一例を挙げて申し上げますと、第十六條の第十二項の規定を準用いたしておりますが、その場合、十二項の「第一項、第二項又は第四項とあるのはいずれに該当するか」というようなことは、これは第十七條におきましては第一項から第五項までの規定になるわけでございます。これは一々読替えをして参りませうと、法の適用解釈上疑義が生じて参るわけでございます。そのような点につきましては、もつと細かく読替えを必要としたと考へられます。同じように第十九條につきましても、第五項におけるところの準用規定につきましても、もつと細かい読替えを必要としたと考へられます。

それからその次の第二十三條でございませうが、これは漁業権の先取特権に関する規定でございまして、その二項におきまして、この民法の先取特権の規定をすべて排除しております。現行法におきましては、先取特権と抵当権に関する規定が適用されておるわけでありませうが、新法におきましては、先取特権の規定をすべて排除しております。こういうことは特別のそういう必要があるかどうかというふうなことが問題になるわけでありませう。抵当権が許されておる以上は、先取特権も認めていいのではないかとというふうに考へられます。

項に言つておるのであります。この場合、都道府県知事の認可の基準というものは、何ら法律上明らかにされておりませぬので、知事の専断ということが起り得るわけでございます。このような知事の専断を防ぐために、認可の基準を明らかにしたらどうかというふうな意向もございませう。それでこの二十四條に第四項をいたしまして「道府県知事は、定置漁業権を目的とする漁業権の設定が、その定置漁業権者が漁業経営に必要な資金の融通を受けるため已むを得ないと認める場合でなければ、第二項の認可をしてはならない。」、要するにこの定置漁業権を目的とする漁業権の設定について認可を要するとした趣旨は、定置漁業権の移転禁止のいわゆる第二十七條の規定を脱法的に潜るために抵当権の設定をすることを防止しようという趣旨でございませうから、そのような趣旨に副つて認可をすべきであるというふうな規定を四項に加えたならば適當かと思われませう。

それから次は第三十四條でありまするが、これは現行法と大体同じ規定でございませうが、漁業権につきまして制限又は條件を付けることができるという規定でありまして、この中一項の漁業権を免許いたしますときに付します制限、條件というものは問題ないわけでございますが、ただ漁業権を免許した後に制限又は條件を制限することになりませうので、このような場合には、やはり漁業権者に対しては、併明の機会を与えるために聴聞をするというようにすべきであらうと思へられます。

それから第三十六條でありまするが、休業中の漁業許可につきましては、適格性を持つておればよろしいというふうになつておりました、優先順位の規定が準用されておりませぬ。優先順位をこの際考へる必要があるかといふか、そういう問題が一つあるわけでございます。

それから第三十七條から第三十九條までには、漁業権の取消に関する規定が規定されておりまするが、このよう漁業権者の権利を制限し或いは剝奪するような行政処分につきましては、やはり漁業権者に対しては聴聞をするようにすべきであると思へられるわけでありませう。

それから第三十九條の規定におきまして、漁業調整やその他公益上の必要がある場合におきまして、漁業権の変更、取消又は行使の停止を命ずる処分が行われることになつておりまするが、この場合におきましては、生じた損失を補償する必要があると認められと思ふのであります。又、この漁業権が抵当権の目的となつております場合には、その補償金の供託をするというふうな規定も必要であると思へませう。

それから第四十二條におきまして、漁業権が消滅した場合に、その漁場に定着した工作物を設置した従前の漁業権者が、その工作物の利用によつて利益を受ける新しい漁業権者に対して、時価を以て工作物を買取るべきことを請求することができるといふ買取請求権の規定を設けておりました。ところがその但書に、従前の漁業権者が漁業に関する法令の違反、適格性の喪失その他その者の責に帰すべき事由によつて漁業権が消滅した場合に、これは買取請求権を認めないといふことにはいたしておりました。併しながらこれは、漁業権の消滅がその本人の責に帰すべきかどうかというふうな消滅の原因如何によつてこの買取請求権を認めると認めないかというふうなことを区別する十分の根拠がないと考へられませうので、やはりこの但書は削除すべきであると思へられます。

それから第五十六條におきましては、指定遠洋漁業の許可又は起業の認可をしない場合を規定しておりまするが、やはり十三條の場合と同様、当事者の申請者に対しては聴聞をする機会を与えるという必要があると思へられます。

それから第五十七條につきましても、第十四條について申上げたと同じように、第一号及び第二号につきましても、法令を遵守する精神を著しく欠くもので、そうして漁業調整委員会の三分の二以上の多数決で以てそういう認定を受けたものというふうに限定し

て規定すべきであるというように考えられます。それから尙第三号で、主務大臣の定める条件に充たない船舶の場合には許可しないということになっておりますが、この主務大臣が定めるところの船舶の条件につきましては、中央漁業調整審議会の諮問を経ることにする方がよろしいのではないかと考えられます。

それから第五十八條の第六項であります。これは指定遠洋漁業の許可の船を減らす場合に、例の籤引でやるといふ規定がございますが、この規定を大型捕鯨業には適用しないというのを第六項に規定しております。この点につきましては向うの意見といひまして、これはむしろ削るべきである。大型捕鯨業につきまして、他の指定遠洋漁業と同様の方法を採るべきであるというふうな意見が出ております。

それから第六十三條におきましては、指定遠洋漁業の許可又は起業の認可について、漁業権に関する規定を準用いたしておりますが、その中で第三十四條或いは、第三十七條、第三十八條、第三十九條というふうな、この漁業権に対する制限又は免許、この条件或いは免許の取消しというふうな規定であります。これらの規定を準用いたします場合には、同様にこの中央漁業調整審議会の意見を聴くというようにすべきではなからうかと考えられます。尙この点につきましては、やはり漁業権の場合と同様、聴聞制度を採る必要があろうと考えます。

それから第六十四條の許可の定数が減少した結果、この許可又は起業の認可を取消す場合におきましては、やはり

り当事者に対しまして、聴聞をするという必要があると認められます。又尙この際には、損失を補償するのが至当であると考えられます。

第六十五條におきましては、漁業調整に關して必要な省令或いは規則を定めることができるというふうな広汎な委任規定を設けております。ところが第三項でその省令或いは規則には相当重い罰則の委任が附してあります。これは相當重過ぎるのではないかと、いろいろな懸念がございます。それから尙この主務大臣が漁業調整に關して必要な省令を制定いたします場合には、中央漁業調整審議会に諮問をすることが適当であらうかと考えられます。

それから第七十四條におきましては、この漁業監督官或いは漁業監督吏がいろいろ臨検検査をするという規定になっておりますが、この場合、憲法第三十五條に規定するところの裁判所の令状を必要とするのではないかと、この向うの示唆がございます。この点につきましては、一般行政上の検査については憲法の第三十五條の規定が適用されない。で、憲法第三十一條の法律に定めるところの要件及び手続を以てすれば、行政上の臨検検査はできるといふような解釈が今大体支配的でございます。七十四條はこのままではよろしいのではないかと考えられます。同様百三十四條についても同じようなことが言われると思ひます。

それから第七十五條であります。これは免許料及び許可料の問題でありまして、これは委員会で非常に問題になつておる点でございますが、この免許料及び許可料の性質というものが

法律上の性質は何かというところが非常に問題になつておるのでございす。

原案の規定からいたしますと、旧漁業権者に対する損失補償金を新漁業権者に負担させるための、いわば受益者負担金であるように見えますけれども、併し實際の本質は特許料のようないわば特權料であると考えられるのであります。特權料であると考えれば、やはりこの損失補償金とこれを關係付けてこの額を決めるといふことは、適当ではないと考えられます。而もこの特權料は財政法の第三條に規定しております。その國權に基く課徴金であります。従つてその額の算定基準につきましては法律を以て定むべき点と考えられます。この原案におきましては、免許料及び許可料の合計額といふ枠を一応定めておられますが、この枠で以て、財政法第三條の要求に合致しているといふことが言えるかどうかこの点は問題であらうと思はれるわけでありす。それから尙この行政費を免許料及び許可料で以て賄うというものは、これは適當でないと考えられます。

それから第三項の指定遠洋漁業についての許可料は、これは免許料の場合と違ひまして明らかに特權料でございす。その額の算定基準を、漁業権の方の免許料及び沿岸漁業の許可料の額の算定基準と關連して定めるといふことは、理論的な根拠がないのではなからうかと考えられます。

それから第七十六條で免許料或いは許可料の減免の規定を設けておりますが、漁業権の行使の停止を命じた場合には、やはり免許料の減免をするという

規定が必要であらうと考えられます。それから七十八條で、免許料及び許可料につきまして督促手数料及び延滞金を徴収するといふ規定がございますが、この督促手数料及び延滞金についての基準を法律に定めて置く必要があらうと考えられます。

それから七十九條で、免許料、許可料の先取特權の順位について規定を設けておりますが、この場合國稅に次ぐものとするとございす。やはり「國稅並びにその督促手数料、延滞金及び滞納処分費に次ぐものとする」というようにすべきであると考えられます。

それから第八十二條におきまして、漁業調整委員会の設置についての規定がございます。この点につきましては向うから漁業調整委員会の目的と權限とを明らかに定めたらどうかというふうな意見がございます。これは第八十三條に、調整委員会の所掌事項が定められております。又第一條におきまして、調整委員会の設置の目的が抽象的でありすぎるけれども、謳われておりますので、特にそうする必要はないと考えております。

それから第九十二條は、この漁業調整委員会の委員の選挙に關しまして繰上當選の規定を設けておるわけでありす。その中で、第一号に「當選人がないとき、又は當選人がその選挙における委員の定数に達しないとき」といふ規定がございます。これは繰上當選の場合にはあり得ないのでありまして、これはまあ間違ひであらうかと思はれます。むしろこの九十二條の二項の再選挙の場合に起る問題であらうと思はれます。

準用いたしておりますが、その場合の読み替え規定をもつと正確に規定する必要があると思はれます。それから九十七條に關連いたしまして、九十七條の末項に、被選挙權の喪失による委員失職についての規定がございます。即ちこの異議の申立ての決定、選挙或いは當選の無効の判決が確定するまで委員はその資格を失ふないという規定があるわけでありす。この中地方自治法第六十六條の第二項、第四項、同法の第六十八條第二項という場合、これは選挙又は當選の効力に關するところの異議の申立て、訴訟であります。この異議の申立ての決定或いは判決が確定するまではその委員はその地位を失ふないという規定でございます。これはむしろこの地方自治法の百二十八條にその規定がございますので、それは九十四條で地方自治法を準用するといふ事で足りるものと考えます。

次に第九十九條であります。これは委員のリコールの規定でございます。この場合第一項に第八十五條第三項第一号の委員の解職とございまして、知事が任命したものにございましてはリコールを認めておりません。これはむしろ知事選任の委員を含めてリコールを認めた方がよいのではないかと考えられます。

それから第六十六條でございす。これは連合海区漁業調整委員会を構成するところの各海区漁業調整委員会の定数を定める場合は、各海区漁業調整委員会の委員の中から選ばれた一人の者が互選をして、連合海区漁業調整委員会の委員を選ぶといふことになつて

あります。これは逆に考えますと連合

海区漁業調整委員会にその代表を充ちない海区漁業調整委員会があるということになりまして、これは適当ではないのではなからうか、むしろ連合海区漁業調整委員会の委員の定数は、その構成員たる海区漁業調整委員会の数を下ることを得ないというようにすべきではなからうかと考えられます。

それから第百七條で、連合海区漁業調整委員会の委員の解任についての規定が設けられておりますが、その解任或いは任期につきましては、各委員の属する海区漁業調整委員会が定めるという事になっております。従つてその連合海区漁業調整委員会の委員の任期或いは解任の事由というものは、それぞれ委員について異なるということになります。そういったようなことが、或る委員について解任が行われた場合に、その連合海区漁業調整委員会の委員をもう一遍互選し直すということになるのか、或いはその委員が属しておりましたところの海区漁業調整委員会がその代りの委員を出して来るのか、そういうようなことが十分はつきり出ておりません。これははつきり規定すべきであると考へます。

それから第百十一條で、第百三條の規定を準用してありますが、この場合都道府県知事とあるのは、瀬戸内海連合海区漁業調整委員会にあつては主務大臣であるべきでありますから、そのように読み替へはつきりする必要があります。同じく第百十四條につきましても第百三條の読み替へをいたしまして、都道府県知事を主務大臣に読み替へるという必要があります。

それから第百十六條で、漁業調整委員会又は中央漁業調整審議会の委員或

いはその事務に従事する者が他人の土地に立ち入つて測量、検査をする場合、或いは測量検査の障害になる物を移転、除去する場合に、これによつて生じた損失を補償するといふ規定がございます。この場合生ずべき損失補償の範囲を通常生ずべき損失の範囲内に止めてよろしいと思はれますが、かような趣旨の規定を置くべきであらうと思はれます。それから尚この補償金につきましても、損害を受けた者からその増額の請求を訴を以てすることができるといふ規定を必要とするものと考へられます。同じように百二十三條につきましても、同様のことが必要でございいます。

それから第百二十五條で、使用権の設定の場合の裁定につきまして、その対価に不服のある者は訴を以てその増減を請求することができるといふような趣旨の規定が必要と思はれます。第百二十六條におきましても、同様に對価に不服のある者は訴を以てその増減を請求できるという規定が必要でございいます。

それから第百二十九條でございいます。これは内水面における料金の規定でございいます。これは漁業権の免許料或いは沿岸漁業又は指定遠洋漁業の許可料につきまして申上げましたと同じようなことが問題となるわけでございいます。それから百三十二條の準用規定につきましても百十八條の読み替へが必要であります。

それから百三十三條に漁業手数料の規定がございいます。これも許可料、免許料と同様、財政法第三條の關係上、少くともその最高限度を法律上明らかにして置く必要があらうと思は

れます。

それから第百三十四條、これは他人の土地に立ち入つて検査し、測量し、或いは検査の障害となるものを移転、除去する場合の損失補償であります。その補償限度は百十六條で申上げましたと同じように、通常生ずべき損失の範囲に止めてよいと思ひます。尚その補償額につきましては訴を以て増額の請求を認めなければならぬと思ひます。以上が漁業法中問題となる点でございいます。

その次は漁業法施行法の第六條でございいます。

この漁業法施行法の第六條の規定は従前の漁業法に基くところの許可その他の行政処分は、新法施行の際その効力を有するものに限つて、新法に基いてされた許可その他の処分とするという規定でございいます。そしてその二項におきまして「新法に基いてしたものとみなされた処分の有効期間については、別に命令で特別の定をする」という規定を設けてお

ります。この趣旨は例へば漁業の許可をいたしました場合に、新しい法律に基いてその許可を整理することになるわけであります。その場合に許可の有効期間を揃えて置くという必要上、第二項の規定を設けておるのでございいます。併し別に命令で特別の定めをすることができるといふので、どのような必要によつて、又どのような基準によつてその期間を短縮することができるといふことが明らかでございせん。そこでこれは本法第六十條にも例がございしますが、漁業調整のため必要の限度において命令でその期間を短縮することができるといふこ

とに、短縮する場合の基準をはつきり規定した方がよいというふうに考へられます。大体以上でございいます。

○委員長(木下辰雄君) 何か御意見はございませんか。

○江藤哲翁君 ども今の御説明を聞いていますと非常に御尤もな点が大変多いのです。法制局の御苦勞はお察し申上げますが、どうも私はこの水産庁のこの法案を作つた人の、むしろ未熟さというものをどうも痛感するような次第です。この大きな法律案を作るに當つて、水産庁は今少し慎重でなければならぬのではないかと、このことを感ずる程、今の御説明に私は非常に同感する点が多いのですが、これは今になつてはいたし方ないので、できるだけ本日ここにいろいろ御説明のあつた事項は、やはり我々も一つ取上げて行かなければならぬ点が多いのではないかと、このことを考へております。

○委員長(木下辰雄君) これはその筋の案の問題も多々含まれておるようでありまして、大体安当な修正だと私共も思つております。それでこの前今まで検討いたしました第十四條第一項、第十六條の全文を削除し、第五十七條の許可についての適格性に關する事項を削除すると一応皆さんの御意見は決まつておりましたけれども、大体今度のこの修正においてこれを聞きますと、大体よいように思ひますが、如何でございませうか。第十四條の規定は今読みました方が安当ではないかと思ひますが、如何でございませうか。

○江藤哲翁君 今少し私共も研究してみたい点も大分あるのであります。今委員長の言われた点においては同感であります。尚私共としてはちよつと

一回の御説明でそうかというふうに納得の行き兼ねる点もあるのですが、併し大体説明の全般に亘つて非常に安当であるという感じを深くしたのですが、余り広汎に亘つておるので第何條、第何條といふふうに一々ここでは直ぐ即答いたしかねるのであります。何かそこらあたりの取扱について皆さんの御意見に従つて処理いたしたいと思ふのであります。

○委員長(木下辰雄君) これは大体向うの指示と読み替へ規定、法文の不備というよりな点も多々含まれておりますので、尚委員各位の御検討の必要があると思ひますが如何でございませうか。

○尾形六郎兵衛君 途中から入つて來たので、前からの話を知りませんでしたが、大分法制局の御意見では原案を修正しなければならぬ立場にあるようですが、水産庁の當局と法制局が、我々は十二分に打合せ済みだと思つておつたのですが、今日の御説明を聴きますと、そうでもないような点もあり、その打合せ等におきます事実はどうなつておりますか、一応伺いたしたいと思ひます。

○委員長(木下辰雄君) これは大体水産庁と法制局とが一緒になつてやつたことです。この修正は。

○江藤哲翁君 そのことは私共先般承知いたしておるのであります。ですが第十四條、第十六條、第五十七條、第五十八條、こゝにいたつた点については、尚私共としては十分いまだ研究して見たいと、こう思ふのであります。あとは大体において今御説明のあつた通りに進んで結構だと、こゝにいうふうには思ふのであります。この点については

水産庁その他の方面も大体差支ないのじやないかというふうに、今専門員の方からもそういう話をちよつと承つておるのですが……

○委員長(木下辰雄君) これは専門員と水産庁と法制局とが長い間かかつて検討した問題であります。尚、広汎に亘りますから、委員各位は十分御研究願ひまして、決定は後日に譲りたいと思ひますが、如何でしょう。

○千田正君 委員長の今の御提案は、至極尤もと思ひます。というのは、これは一度通過した以上は、漁民に対する大きな生活権の問題でありますから、簡単に今日の御説明を拜聴しただけで直ぐどうというわけにも行きませんから、慎重にもう一度我々としては審議しまして皆様の御意見をお伺ひしたい、かように思ひます。

○委員長(木下辰雄君) それでは千田委員の御意見通り、十分各委員でこれを検討しまして、尙委員会を開いて十分協議した結果、この決定は後日に譲ることになります。漁業法に関する問題は本日はこれで終りまして、月曜日の委員会に延ばします。

○委員長(木下辰雄君) 最後にお諮りいたします。水産物増産対策に関する調査承認要求書を出したいと思ひますが、如何でしょう。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(木下辰雄君) 御異議ないようでありますからして、この前の国会に出したと同じ意味において、水産物増産対策に関する調査承認要求書を議長に出します。事件の名称は水産物増産対策に関する調査。調査の目的は水産物の飛躍的増産を図る。利益は水産

物の増産を図り、民生を安定せしめることは、文化國家建設の基盤である。方法は関係係官から説明聴取、資料の提出を求め、且つ必要に応じて実地調査を行う。期間は今期国会開会中。かようにいたしました。本日議長に要求書を提出いたします。本日はこれを以て散会いたします。

午前十一時四十八分散会
出席者は左の通り。

委員長 木下 辰雄君
理事 尾形 六郎兵衛君

委員 千田 正君
青山 正一君
松下松治郎君
西山 亀七君
江熊 哲翁君
矢野 西雄君

法制局側

参(第三部第一課長) 堀合 道三君